

第2期甘楽町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行年月：令和2年3月
発行・編集：甘楽町 健康課
TEL：0274-67-7655



計画の位置付け

- 子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する事業計画
- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する行動計画
- 甘楽町第5次総合計画の子ども・子育てに関する分野の部門別計画
- 第1期子ども・子育て支援事業計画の継承計画

計画期間：令和2年度から令和6年度までの5年間



甘楽町の人口

- 甘楽町の人口は年々減少しています。令和7年以降は老年人口(65歳以上)も減少に転じると予測されます。
- 年少人口(0~14歳)の減少(H31→R12 △9.0%)、生産年齢人口(15~64歳)の減少(H31→R12 △7.3%)が顕著

【現状】	H26	H31	増減率
0~14歳	1,574人	1,393人	△11.5%
15~64歳	8,322人	7,432人	△10.7%
65歳以上	3,864人	4,360人	12.8%
合計	13,760人	13,185人	△4.2%



【推計】	R2	R7	R12
0~14歳	1,351人	1,324人	1,267人
15~64歳	7,231人	6,975人	6,886人
65歳以上	4,400人	4,510人	4,456人
合計	12,982人	12,809人	12,609人



計画の全体像

子育ての楽しさと
やさしさと
活力にあふれ
実感できるまち

いきいきと
子どもが
生まれ育つまち

- 親と子のこころとからだの健康支援
 - ・安心感もてる妊娠・出産の支援
 - ・子どもの成長と発達の支援
 - ・食育の推進
 - ・小児保健医療体制の充実
- 生きる力を育む教育の充実
 - ・家庭教育の支援
 - ・乳幼児教育の充実
 - ・ともに子育てを担う意識の醸成

- 子育て世代包括支援センター
- 母親学級、妊産婦健診、産後ケア
- 不妊・不育症治療費助成
- こんにちは赤ちゃん訪問
- 乳幼児健診、未受診者対策
- 乳幼児発育・発達支援
- 予防接種
- 食育の推進
- 出前講座「いのちの誕生のお話」

子どもには健やかに生まれ育つ権利があります。また、子どもの健やかな成長は、活力ある地域社会を持続させるためにも大切なことです。そのため、次世代の親となるための豊かな人間性を育み、自立して家庭をもつことが出来るよう、すべての子どもたちがいきいきと輝いて成長できるまちづくりを目指します。

にこにこと
子どもを
育てるまち

- 地域で支えあう子育ての推進
 - ・総合的な子育て情報の提供
 - ・地域力の活用による子育て支援
 - ・ボランティア活動の活性化
- 子育て家庭全般への子育て支援の充実
 - ・働く家庭の多様なニーズに応じた保育サービスの実施
 - ・子育ての精神的・身体的負担の軽減
 - ・交流機会の提供
 - ・多様な働き方の実現

- 相談窓口の開設と情報提供
- 子ども会活動等の支援
- ボランティア活動の活性化
- 延長保育・一時保育
- 病児・病後児保育
- 学童保育所の増設
- 子育て支援センター
- 子育てサポーターの養成
- 子育てサークルの支援
- 育児休業制度の定着促進等

核家族化の進展に伴い、昔ながらの三世帯同居による祖父母などの協力や隣近所の助け合いなどが少なくなってきており、親の子育ての負担はますます大きくなっています。そのため、子どもを安心して生み育てることが出来るよう、きめ細かな保育・子育て支援サービスを提供していくことにより、親の子育て負担の軽減や子育てに関する学習機会を設け、すべての子育て家庭が安心して楽しく子育てできるまちづくりを目指します。

みんなで
子どもを
育むまち

- 安心・安全な生活環境の整備
 - ・子育てにやさしい生活環境の整備
 - ・子どもの安全の確保
 - ・自然災害対策の推進
- 子どもの人権尊重と権利擁護の推進
 - ・子どもの権利の尊重
 - ・児童虐待の防止と対応

- 公園等の適切な維持管理
- 放課後子ども教室
- 通学路の安全確保
- 地域パトロール活動
- 総合的な防災学習
- ノーマライゼーション理念の普及
- 要保護児童の支援体制充実
- 要保護児童対策地域協議会

事故や事件に巻き込まれる危険の増加や生活環境の悪化など、子どもやその親を取り巻く環境は、安全・安心とはいえない状況になりつつあります。そのため、子どもが安心して生活できるまちづくりを推進し、地域のみんながやさしく子どもを育み、社会全体で子育てを支援するまちづくりを目指します。



ニーズ調査の結果

- 母親の就労は未就学児童では約7割、小学生は約8割、未就労者の約8割が就労を希望している。
- 多くの保護者が祖父母などの親族や友人・知人など身近な人に頼ったり、相談できる環境にある。
- 子育て支援策全般に対する保護者の評価では、第1期調査では未就学児童家庭の42%が満足度が低いとしたのに対し、第2期では25%でした。



課題への対応方針

- 子ども・子育て支援ニーズ調査から抽出された、各課題への対応方針は、以下のとおりです。

【課題1】 働く母親とその子どもへの支援（未就学児童・小学生児童）

就労（を希望）する母親の増加に対応するため、教育・保育施設の充実を図ります。

【課題2】 保育時間の延長ニーズへの対応（未就学児童）

母親の就労形態の多様化や、日常生活における保育ニーズに柔軟に対応します。

【課題3】 子どもの居場所づくりへの対応（小学生児童）

放課後子どもの居場所の充実のため、学童保育所、放課後子ども教室の拡充や児童館、子ども食堂の支援について検討します。

【課題4】 病児・病後児保育ニーズへの対応（未就学児童）

高まるニーズに対応するため、医療機関とも協議し、広域圏での対応を検討します。

【課題5】 不定期の教育・保育事業（一時預かり等）のニーズへの対応（未就学児童）

不定期、短時間の利用等、日常生活のなかで起こり得る保育ニーズへの対応の充実を検討します。

【課題6】 学童保育等の就学児向け保育事業の充実（小学生児童）

小学校、関係機関と協議・検討し、学童保育所を小学校区ごとに1か所設置します。

【課題7】 安全の確保や公園の整備（未就学児童・小学生児童）

庁内関連部署や関係機関との連携を深めて、子どもが元気な町を目指します。



教育・保育事業

- 町内には幼稚園が3園、保育所（園）が1園あり、すべて町立（公立）です。
- 本町においては、保護者ニーズの多様化に対応するため認定こども園への移行、民営化等を検討します。

教育・保育事業を実施する施設等

- 幼稚園：小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。
- 認定こども園：幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。地域の子育て支援も行います。
- 保育所：就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。
- 地域型保育：保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業です。①家庭的保育（保育ママ）、②小規模保育、③居宅訪問型保育、④事業所内保育の4タイプがあります。

【現状及び今後の方向性】

- ✓ **幼稚園**の児童数は、施設定員の3割程度です。園舎の老朽化など教育環境への対応が求められていることから、幼稚園適正配置検討委員会の答申趣旨を踏まえ3園を統合します。
- ✓ **保育所**は定員を上回る状況が続いています。延長保育等の対応や保育サービスの充実を図るため、かんら保育園の民営化を検討します。
- ✓ **認定こども園**への高いニーズを踏まえ、幼稚園の統合に併せて認定こども園への移行を検討します。



地域子育て支援事業

- 子ども・子育て家庭を対象とする様々な子育て支援の充実を図り、多様な保育ニーズに対応します。

①**利用者支援事業**：母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、適切なサービスを利用できるよう支援する事業です。

②**地域子育て支援拠点事業**：保護者同士の情報交換や交流の場所を提供し、子育ての相談、情報提供、助言等の支援を行う事業です。

③**乳児家庭全戸訪問事業**：生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問します。

④**養育支援訪問事業**：養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育能力を向上させる支援を行います。

⑤**一時預かり事業**：幼稚園、保育所、認定こども園などの施設での一時預かり事業です。

⑥**延長保育事業**：保育所が通常の保育時間の前後に在園児を預かる事業です。

⑦**病児・病後児保育事業**：病気や病気の回復期に自宅での保育又は保育所での集団保育が困難な場合に、病院・保育所等で一時的に保育する事業です。

⑧**放課後児童健全育成事業（学童保育）**：保護者が仕事等のため昼間家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後や長期休暇中に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。